

沿岸広域振興局長告示第48号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成25年8月13日

沿岸広域振興局長 齋藤 淳夫

- 1 路線名 普代小屋瀬線
- 2 供用開始の区間 下閉伊郡岩泉町安家字大阪本2番1地先内
- 3 供用開始の期日 平成25年8月13日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター
  - (2) 期間 平成25年8月13日から同年9月13日まで